

支えあいで暮らし安心 国民健康保険のお知らせ

2億5000万円を保険料率の抑制や減免に充当

平成22年度保険料の計算方法

()内は21年度の数值

区分	①医療給付費分	②後期高齢者支援金分	③介護納付金分(※3)
限度額	47万円	12万円	10万円(9万円)
所得割額	平成21年中の基準総所得金額(※1)×0.0%		
	6.7%	2.1%	1.9%
均等割額	被保険者1人につき		
	26,160円	7,440円	11,400円
平等割額(※2)	1世帯につき		
	19,920円	5,520円	なし



①～③をあわせて徴収します

平成22年度保険料
限度額69万円

〈※1〉基準総所得金額は総所得金額等から基礎控除(33万円)を差し引いたもの。以下の所得以外もあれば合算されます

■給与所得の場合 基準総所得金額 = 給与収入 - 給与所得控除	総所得金額等	基礎控除(33万円)
■事業所得の場合 基準総所得金額 = 事業収入 - 必要経費		
■年金所得の場合 基準総所得金額 = 年金収入 - 公的年金控除		

複数の所得(給与・年金など)の場合も基礎控除は33万円です

〈※2〉世帯の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することによって、国民健康保険の被保険者が1人になった世帯については、平等割額の保険料が半額になります。ただし、世帯構成が変更になった場合は見直すことがあります

〈※3〉介護納付金分の保険料は、40歳～64歳の介護保険第2号被保険者がいる世帯にのみ賦課します

国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していない人を対象にした公的医療保険です。

国民健康保険の保険料は、医療費など必要と見込まれる費用額から国・県の補助金、市の繰入金などの収入を除いた額(賦課総額)を皆さんに割り振り、負担していただいています。このたび、平成22年度の保険料率が決まりましたのでお知らせします。

22年度も一般会計から通常行われる繰り入れのほか、20・21年度に引き続き2億5000万円を繰り入れ、保険料率の抑制に1億5000万円を、減免制度の拡充に1億円を充てることにしました。

国民健康保険料率について

【問合せ先】国民健康保険グループ
(0798・35・3117)

急激な景気の後退などにより所得が減少し、税収が大幅に落ち込む一方、医療費は年々増加しています。そのため、被保険者からの保険料収入によって支えられる国民健康保険を取り巻く状況は厳しくなっています。平成22年度も引き続き一般会計から1億5000万円を繰り入れられます。また、国民健康保険財政安定化基金の取り崩しを念頭に入れるなど保険料率上昇の抑制を図り、保険料率を昨年度と同一に据え置きました。

保険料の計算方法

平成22年度の保険料は前年度に引き続き、①医療給付費分、②後期高齢者支援金分および③介護納付金分の3つをあわせて徴収します。左図参照。

①医療給付費分：所得割額が6・7%、均等割額が2万6100円

②後期高齢者支援金分：所得割額が2・1%、均等割額が7440円、平等割額が5520円になります。

③介護納付金分：所得割額が1・9%、均等割額が1万1400円になります。

※なお、後期高齢者医療制度

への移行により国民健康保険の加入者が1人になった世帯については、平等割額の保険料が半額になります。ただし、世帯構成に変更が生じた場合は、見直すことがあります

介護納付金分の限度額
国基準にあわせて改定

世帯の保険料は所得の多寡により異なりますが、受けられる保険給付などに違いはありません。したがって、受益と負担の公平を図る観点から一部の高所得層に保険料負担が偏らないよう、国の基準などに基つき保険料の最高限度額(以下、賦課限度額)というのを決定しています。今回、介護納付金分の賦課限度額を国基準にあわせて10万円(前年度9万円)に改定しました。

保険料ご質問コーナー開設

6月21日～29日に

市は、保険料の算定方法などの質問や納付方法の相談のため「国民健康保険料ご質問コーナー」を設けます。

【設置期間】6月21日～29日(土・日曜は除く)の午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

【会場】市役所本庁舎2階252会議室

改定後の賦課限度額は、医療給付費47万円、後期高齢者支援金12万円、介護納付金10万円(前年度9万円)で、合計69万円(前年度68万円)です。

この改定で、これまで賦課限度額に達していた一部の世帯では、保険料が最高で1万円引き上げられます。

一方で中・低所得世帯については、保険料の引き上げを抑制する効果が生じます。

新しい保険料率に基づいて決定した平成22年度の保険料通知書を、6月中旬に送付します。

なお、保険料の計算方法は、左図のとおりです。また保険料の軽減や減免については次ページをご参照ください。

保険料通知書は
6月中旬に送付

西宮市の宅地分譲入札 緑豊かな自然と良好な住環境

■最低売却価格以上で最高価格の入札書を提出した方に売却します。

入札申込期間(窓口平日 受付のみ)
平成22年7月16日[金]～7月23日[金]

開札
平成22年7月27日[火]

パンフレットの配布
6月14日[月]午前9時～

- 西宮市役所
- 各支所・各市民サービスセンター
- アクタ西宮ステーション
- 西宮市土地開発公社

※入札方式・参加資格等の詳細は、パンフレットをご覧ください。

【問合せ先】西宮市土地開発公社 ☎0798-34-7262
西宮市六湛寺町3番1号 [時間:午前9時～午後5時30分 土・日・祝を除く]

西宮市ホームページ <http://www.nishi.or.jp>

補聴器のリケン 全国に82店・58年の経験と実績の専門店

補聴器のことなら何でもご相談ください。

リケン補聴器センター西宮店

電話 (0798) 38-7551

補聴器のリケン 検索 <http://www.rikensangyo.co.jp>

西宮市池田町10番8号 (JR西宮駅南出口よりすぐ西宮東口商店街)

営業時間
午前9時30分から午後5時30分
定休日 日曜/祝日

お気軽にご来店下さい。ご自宅も訪問致します。ご相談は、無料です。